平成２２年（フ）第３２号
大分県杵築市大字南杵築1457番地１カルムウォルズＢ203
債務者　浦野あゆみ（旧姓照山）
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
宮崎県都城市一万城町29号42番地　サンコーポラス都城１号棟403号
債務者　櫻田　豊三
１　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目40番８号ＯＰＵＳ城山台405号
債務者　阿多　　悟
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９１号
広島県福山市手城町４丁目21番８号、旧住所広島県福山市手城町４丁目19番７号
債務者　藤本　昌夫
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４２０号
北九州市小倉南区上曽根１丁目２番31号
債務者　小川　清治
１　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９８号
福岡県遠賀郡岡垣町東高陽３丁目12番５号
債務者　柴田亜紀子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０５号
北九州市小倉北区熊本４丁目３番１―106号
債務者　小野　久江
１　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０６号
北九州市小倉北区熊本４丁目３番１―106号
債務者　小野　美希
１　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４６号
青森県黒石市大字上十川字北原一番33番地２
債務者　浅利　　季
１　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８３号
福島県石川郡平田村大字小平字入山92番地の２
債務者　永瀬　敏子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地１ダイアパレス追浜716
債務者　大川　政子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目27番６―627号
債務者　片岡　稔之
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８８号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目49番地
債務者　河西　昌廣
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６３７号
愛知県あま市甚目寺乾出54番地３
債務者　寺澤　真治
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８６号
名古屋市西区中小田井３丁目350番地　コーポ大塚205号
債務者　馬場　孝子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２０号
名古屋市名東区猪子石１丁目412番地　猪子石第３コーポラス705号
債務者　深見　昌樹
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９５号
栃木県日光市千本木877番地１　パインズ日光ゴルフ倶楽部寮、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作２丁目１番30号
債務者　岡市　義隆
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係